

浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定等
支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名称

浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定等支援業務委託契約

2 業務の概要及び目的

浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定等支援業務委託は、本市における小・中学校を含めた今後の児童生徒数の推移に準じた学級数の動向、学校区及び学校施設の課題等を調査・分析・整理をし、本市における学校適正規模・適正配置に向けた「浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」の策定及び審議会運営等を支援する業務である。本基本方針を策定するにあたり、基礎調査・分析等や計画策定に関する業務に関し、専門的・技術的な能力を有する民間事業者へ委託することにより、より効果的・効率的な計画策定業務の執行が図られるよう、公募型プロポーザル方式により民間事業者を広く募集し、本業務に最も適した事業者を受託候補者として選定する。

3 業務内容

「浦添市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」策定等支援業務委託仕様書（別紙）のとおり

4 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

5 見積限度額

| | | |
|---------|-------|-------------------|
| 事業費の上限額 | | 10,868,000円以内とする。 |
| 年度別限度額 | 令和3年度 | 5,632,000円以内とする。 |
| | 令和4年度 | 5,236,000円以内とする。 |

（上記の金額は消費税及び地方消費税を含む）

※ 当金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

※ 予定価格については、この範囲内で別途設定する。

※ 見積限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

6 応募事業者の条件等

公募に関し本庁舎1階掲示板に公告を掲示し、浦添市ホームページによる公開を行なう。

(1) 応募事業者の資格要件（参加資格）

応募の資格を有する者は、次の要件を満たしていること

- ① 沖縄県内に本社（本店）又は支社（支店）、事業所を有する法人であること
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当する事業者ではないこと
- ③ 国税、地方税に滞納がないこと
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又はその構成員、暴力団員の構成員ではなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係している者でないこと。
- ⑤ 応募提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止の装置を受けていない者であること
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又

は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている事業者ではないこと

- ⑦ 過去3か年に国又は地方公共団体と同種又は類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること（類似の契約とは、本業務に類する調査業務の他、各種計画策定業務等など本業務にそのノウハウが生かせるものも含むものとする。）
- ⑧ 本業務を遂行するために必要な知識や、業務経験等を有するものを従事させることができる法人であること。
- ⑨ 本業務の見積額が事業費上限額内であること

(2) 参加資格の確認

応募事業者の参加資格の確認は、提出書類の確認により行なう。ただし参加資格の確認後から審査結果の決定までに参加資格の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(3) 応募に関する留意事項

- ① 企画提案書は1業者につき1案とする。
- ② 応募者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- ③ 応募に関し必要な費用等は、全て応募者の負担とする。
- ④ 提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出、返却は認めないものとする。
- ⑤ 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については開示しない。
- ⑥ 今回の募集は優先交渉権者を選定するものであり、選定後の契約締結を保証するものではない。

7 応募方法等

(1) 実施要領の配付

沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号 浦添市役所7階 教育総務課
及び浦添市ホームページへの掲示

(2) 実施要領等に関する質問の受付・回答

- ① 質問の提出方法
質問書（書様式6）に内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。
E-mail: edusomu@city.urasoe.lg.jp
- ② 質問の受付期間
令和3年4月13日（火）から令和3年4月23日（金）正午まで
- ③ 質問への回答方法
質問に対する回答は、令和3年4月28日（水）午後5時までに、浦添市ホームページで公開する。なお、質問の回答は、本要項の追加又は修正とみなす。
電話及び口頭による質問者への個別の回答は行わない。また、内容がプロポーザル等に影響を及ぼすと判断する場合又は、無用な混乱を生ずることが危惧される場合には、質問に回答しないものとする。

(3) 提案書等の提出期限等

提出期限：令和3年5月10日（月）正午（必着）

提出場所：浦添市教育委員会 教育部 教育総務課（市役所7階）

提出方法：提出書類を持参すること。

(4) 提出書類

提出書類①～⑧は正本1部、⑨～⑬は正本1部、副本7部を提出すること。
提出書類の指定様式は、浦添市ホームページからダウンロードすること。

| No | 提出書類 | 様式等 | 部数 | 備考 |
|----|---|--------|----|--|
| ① | 参加申込書 | 様式1 | 1部 | |
| ② | 会社概要書 | 様式2 | 1部 | |
| ③ | 事業実績書 | 様式3 | 1部 | 資格要件6・(1)・⑦にある事業実績を記載 ※過去3か月以内に本業務同様の契約がある場合追加記載すること |
| ④ | 定款 | 任意様式 | 1部 | 原本の写し |
| ⑤ | 商業登記簿謄本 | 発行元の様式 | 1部 | 3か月以内の発行に限る(写し可) |
| ⑥ | 財務諸表 | 任意様式 | 1部 | 直近決算時の事業報告書及び決算書等(貸借対照表・損益計算書・監査報告書)(写し可) |
| ⑦ | 納税証明書 (契約権限等を支店等に委任する場合、本社及び支店等の両方を提出すること) | 発行元の様式 | 1部 | 国税(法人税及び消費税及び地方消費税)、地方税(都道府県税、市町村税)の完納証明書等 3か月以内の発行に限る(写し可) |
| ⑧ | 委任状 | 様式4 | 1部 | 支店等を代理人とする場合 |
| ⑨ | 企画提案書 | 任意様式 | 8部 | 原則A4サイズとし、30頁以内(表紙、目次、あい紙等を含む)とする。ただし、図表等について必要な場合A3サイズの折り込みを可とする。仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案を行うこと。その他独自提案がある場合は指定頁の範囲内で添付可とする。 |
| ⑩ | 業務行程表 | 任意様式 | 8部 | 想定スケジュール日程(概要)をご参考下さい。 |
| ⑪ | 業務実施体制 | 様式5 | 8部 | 業務配置者の実務経歴等の資料を添付すること |
| ⑫ | 見積書 | 任意様式 | 8部 | 見積書には見積総額(2か年)、1年目・2年目業務の金額を記載すること。業務価格・消費税及び地方消費税が分かるように記載すること。 |
| ⑬ | 見積に係る積算内訳書 | 任意様式 | 8部 | 1年目・2年目に係る業務を分けて表示し、詳細な内訳を記載すること(年度毎の見積額、作業項目・人件費・直接経費等) |

※ 任意様式については、A4サイズ(縦・横いずれも可)とする。

※ 見積積算における一般管理費率については、応募事業者の規定等に定める一般管理費率又は直近の財務諸表により算出した一般管理費率と10%を比較して、いずれか低い方とすること。

(5) 書類選考結果の通知

提出して頂いた書類を基に本公募に係る参加資格の確認を行う。また、応募者が多数（5社以上）の場合、書類審査（第一次審査）を実施し二次審査参加者を選定する。これらの結果を参加申込者全員へ通知する。（後述「8 審査方法」を参照）

(6) プレゼンテーション及びヒアリング審査

書類選考により選考された応募者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行なう。また、応募者が1者のみの場合でも審査を行う。プレゼンテーションについては、提出された企画提案書を用いて実施すること。当日追加資料など、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用するの説明は不可とします。

① 実施予定日 : 令和3年5月第4週頃を予定

② 実施予定場所 : 浦添市役所 時間及び場所の詳細は後日通知する。

③ 実施時間 : 40分程度（説明20分以内、ヒアリング20分程度）

④ 出席者 : 3名以内とする

⑤ 審査の順番 : 提出書類の受付順とする。

⑥ 機材等 : パソコン・プロジェクターを使用する場合は、事前に市へ連絡し、応募者の責任において準備し、指定された時間にプレゼンテーションを開始すること。（この場合、スクリーン・プロジェクターの機材は市で準備可。ただし、その使用環境・条件等の保証はできませんので、事前に必ず確認すること）

※ 指定された時間にプレゼンテーションを開始できない場合は、機材の使用を認めない。なお、準備時間はプレゼンテーション開始前の10分間とし、撤去時間はヒアリング後の5分間とする。

8 審査方法

(1) 審査委員会の設置

浦添市役所内に本公募に係る業者選定委員会を設置する。

(2) 評価項目

別紙「企画提案書及びプレゼンテーションの評価項目」参照

(3) 書類審査（第一次審査）

応募者が5社以上の場合、評価項目1から4について事務局で書面での審査を行った上で、業者選定委員会によりプレゼンテーション（第二次審査）参加業者を選定する。なお、応募者が4社以下の場合、書類審査を実施せず、参加資格要件の適合を確認した上で、適合が確認された場合は、全て二次審査の対象とする。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング審査（第二次審査）

プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、審査基準に基づき採点する。

(5) 優先交渉権者の決定

① 選定委員会は、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査により、合計得点が最も高い応募者を決定する。

② 市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

③ 審査結果は、二次審査参加者全員に通知する。

④ 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高いものから順に優先交渉権者とする。

(6) その他

選考等に関する疑義、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

9 参加辞退届の提出

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届（様式7）を速やかに事務局まで提出すること

10 契約の手続き

(1) 優先交渉権者と浦添市は企画提案の内容を基にして、業務履行に必要な具体的な条件などの協議、交渉を行います。優先交渉権者との協議、交渉の結果、合意に至った場合、受託候補者として随意契約の手続きに進みます。しかし、協議、交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位以降の交渉権者を新たに優先交渉権者として選定し、改めて協議、交渉を行う。

(2) 受託候補者は、浦添市が指定する期日までに見積書を提出し、浦添市契約規則に基づき契約を締結する。

11 スケジュール予定

| 項目 | 実施方法等 | 日程 |
|--------------------------|----------------------------|------------------------------------|
| 公告（公募開始） 受付期間 | 公告掲示・浦添市ホームページに掲載 | 令和3年4月12日(月)～ 令和3年5月10日(月) |
| 参加申込書及び企画提案書 等の提出期間 | 直接持参 | 令和3年4月13日(火)～ 令和3年5月10日(月)・正午締切 |
| 質問書の受付期間 | 電子メールで受付 | 令和3年4月13日(火)～ 令和3年4月23日(金)・正午締切 |
| 質問書に対する回答 | 浦添市ホームページ掲載 | 令和3年4月28日(水)予定 |
| 書類選考結果通知 | 通知書送付及び電子メール 又は FAX で通知 | 令和3年5月17日(月)までに通知 |
| プレゼンテーション及びヒ アリング審査実施 | 浦添市役所内 | 令和3年5月第4週頃予定 |
| 優先交渉権者決定通知 公表 | 通知書類送付及び浦添市ホ ームページに掲載 | 令和3年5月末頃予定 |
| 契約前事前協議 | 浦添市役所内 | 令和3年6月初旬頃予定 |
| 契約締結 | 浦添市役所内 | 令和3年6月上旬頃予定 |

問合せ先 浦添市教育委員会 教育部 教育総務課（担当：津覇）
電 話：098-876-1234（内線6012）
E-mail：edusomu@city.urasoe.lg.jp